

棚倉・白河・二本松三城連携 PR 業務委託

公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

この要領は、棚倉・白河・二本松三城連携協議会が発注する「棚倉・白河・二本松三城連携PR業務委託」において、業務の遂行に最も適格と判断される事業者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）において必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

棚倉・白河・二本松三城連携PR業務委託

(2) 業務内容

別紙「棚倉・白河・二本松三城連携PR業務委託仕様書（案）」のとおり

(3) 履行期限

委託契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

(4) 委託契約額の上限額

4,682,700円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務規模を示したものである。

3 参加資格

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げるものでないこと。

ア 役員等（プロポーザル参加者が個人である場合にはその者を、プロポーザル参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められる者。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 直近3年間に於いて、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

4 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザル実施スケジュールは次のとおりとする。

なお、変更が生じた場合は別途お知らせするものとする。

	内 容	期 間 等
1	公募開始	令和8年3月2日（月） ※棚倉町ホームページ上で公開する。
2	質問書提出期限	令和8年3月9日（月）正午まで
3	質問回答	令和8年3月10日（火）まで
4	企画提案書提出期限	令和8年3月17日（火）午後5時まで
5	書類審査結果通知	令和8年3月19日（木）まで
6	プロポーザル審査	令和8年3月25日（水）
7	審査結果通知	令和8年3月31日（火）まで
8	契約締結	令和8年4月初旬

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は質問書（様式2）により提出すること。

(1) 質問書提出期限

令和8年3月9日（月）正午まで

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(3) 提出先

下記12のとおり

(4) 回答期限及び方法

令和8年3月10日（火）までに棚倉町ホームページまたは電子メールにより行う。

6 企画提案書の提出について

プロポーザル参加者は別紙「棚倉・白河・二本松三城連携PR業務委託 企画提案書作成要項」で定める書類を次のとおり **5部**提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月17日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は、上記期限内必着とする。）

(3) 提出先

下記12のとおり

7 書類審査結果の通知

期限までに提出された企画提案書については、それらの内容及び参加資格要件等の適否を確認し、全提案者へ速やかに文書で通知する。

8 プロポーザル審査

プロポーザル参加者からの提案を受け、審査会においてこれを総合的に評価し、委託契約候補者（単独随意契約予定者）を選定する。

(1) プロポーザルの審査会

プロポーザルの審査は「棚倉・白河・二本松三城連携協議会幹事会」（以下「幹事会」という。）が行う。

(2) 審査方法

企画提案書・プレゼンテーションの評価を行い、評価点の最高点を得た者を委託契約候補者として選定する。

なお、複数の企画提案書の提出があり、全提案者のプレゼンテーション実施が困難であると判断される場合は、事務局において書類審査を実施し、その結果を全提案者に文書で通知する。

また、プロポーザル参加者が1者であった場合でも、本業務における委託契約候補者（単独随意契約予定者）の選定は有効とする。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	評価基準（着眼点）	配点（点）
企画提案の内容・妥当性	・本業務の目的・趣旨に対する理解度が十分で、コンセプト・アピールポイントが明確になっているか。	30
	・多くの視聴、幅広い年齢層の視聴が期待できる企画提案になっているか。	20
	・視聴してもらう方策はとられているか。	10
	・企画提案の総合的な完成度	10
業務遂行能力	・本業務を的確に遂行する能力及び実施体制があると判断できるか。	30
加点措置	・工夫を凝らした効果的な提案がなされているか。	5
	・見積内訳が明確で、十分な費用対効果が得られているか。	5
合計		110

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全提案者に対して、速やかに文書で通知する。

なお、選定されなかった者は、その日の翌日から起算して、1週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

9 契約の締結について

(1) 委託契約候補者

審査会により選定された委託契約候補者を単独随意契約予定者とし、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。

(2) 仕様書の協議等

委託契約の詳細は、企画提案内容を基に双方が協議の上で決定する。

(3) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は2（4）に示す委託契約額の上限額を超えないものとする。

(4) その他

ア 委託契約候補者と協議が整わない場合、又は委託契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であったものと協議の上、契約を締結する。

イ 本業務は、「福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）補助金」を活用して実施するため、同補助金が交付されない場合、または、協議会構成市町において本業務に係る令和8年度予算が議決されない場合は契約を締結しない。

10 失格となる提案者

プロポーザル参加者が、次に該当する場合は失格とすることがある。

- (1) 参加資格の要件を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積額が委託契約額の上限額を超えている場合
- (4) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、幹事会が失格であると認めた場合

11 その他留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出に係る経費はすべてプロポーザル参加者負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 企画提案は、1事業者につき1案とする。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。

12 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒963-6192

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33

棚倉・白河・二本松三城連携協議会事務局（棚倉町役場地域創生課内）

電話：0247-33-2112

メールアドレス：chiikisousei@town.tanagura.lg.jp